

「平成 29 年 4 月頃に高校教育課〇〇から〇〇学校〇〇宛に請求者の戸籍抄本の提出を求めて送った電子メール」非開示決定

## 第 1 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

令和 2 年 3 月 13 日付けで愛媛県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った非開示決定は、妥当である。

## 第 2 審査請求に至る経緯

### 1 個人情報開示請求

審査請求人は、令和 2 年 3 月 5 日、愛媛県個人情報保護条例（平成 13 年愛媛県条例第 41 号。以下「条例」という。）第 17 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、「平成 29 年 4 月頃に高校教育課〇〇から〇〇学校〇〇宛に請求者の戸籍抄本の提出を求めて送った電子メール」について個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

### 2 請求に対する決定

実施機関は、本件開示請求に対し、当該文書の存在を確認できないため、令和 2 年 3 月 13 日付けで非開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和 2 年 4 月 10 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

## 第 3 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書で主張する非開示とした理由は、おおむね次のとおりである。

### 1 個人情報非開示決定に係る対象文書（以下「本件公文書」という。）の内容

審査請求人が非開示決定の取消しを求める本件公文書は、「平成 29 年 4 月頃に高校教育課〇〇から〇〇学校〇〇宛に請求者の戸籍抄本の提出を求めて送った電子メール」である。

### 2 本件公文書を非開示とした理由

#### (1) 電子メールの公文書としての扱いについて

電子メールについて、愛媛県公文書の管理に関する条例ガイドライン（平成 30 年 10 月制定）第 2 条第 2 項関係の 4 並びに庁内 LAN システム電子メール利用基準（平

成18年4月制定。以下「電子メール利用基準」という。) 4及び5においては、所属のメールアドレスを使用し、県の組織として送信する場合は公文書の送付となるが、個人メールアドレスを使用して送付した場合には、当該文書の内容により個別具体的に判断すると定められているほか、職員間の事務連絡や対外的な軽易な調整等については、個人メールアドレスを使用しても差し支えないとされている。

## (2) 電子メールの削除について

電子メールの削除と保存については、電子メール利用基準9(1)において、利用者は、定期的に不要な電子メールを削除する等、管理に努めることとする旨が定められているため、サーバーの維持・管理の観点から、役割を果たした不要な電子メールについては、職員が適宜削除を行っている。

## (3) 本件電子メールについて

本件電子メールについては、〇〇の個人メールアドレスから、〇〇に対し、当該戸籍抄本の提出を求めて送付されたものであるが、定例的な事務に関する依頼であって、内容としては職員間の事務連絡である。

そのため、当該戸籍抄本が高校教育課に到達したことをもって、当該電子メールの役割は果たされたものと判断した。

## 3 審査請求人の主張に対する実施機関の意見

審査請求人は、「公務員が職務上作成した電子メールは一定の保管期限を定めてどんなものでも残しておかなければなら」ず、「データの復元を行うなどしてデータを開示せよ。」と主張しているが、上記2の(1)のとおり、公務員が作成した全ての電子メールが保管の対象となるわけではない。

## 第4 審査請求の内容

### 1 審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件について、高校教育課〇〇に電話で問い合わせたところ、「当該メールを送った覚えはあり、メールを探したがなかった。メールは時間の経過で自動的に消えていったりするので残っているものと残っていないものがある。」とのことであった。
  - (2) しかし、そうであるならば、公務員が職務上作成した電子メールは自由に消すことができるということであり、残しておくべきメールと削除してもよいメール、残しておくべきメールの保存期間等が全く不明瞭である。この点について明確に説明しなければならない。
  - (3) また、常識的に考えるならば、公務員が職務上作成した電子メールは一定の保管期限を定めてどんなものでも残しておかなければならない。
  - (4) ゆえに、データの復元を行うなどして、当該メールを開示せよ。
- 以上のことから、本件処分は違法、不当である。

### 2 審査請求人の反論

審査請求人が主張する弁明書に対する反論は、おおむね次のとおりである。

本件令和2年4月10日付けで審査請求し、その後、その趣旨に基づき、「公正・迅速」に手続きを進めてもらうため、どんなに遅くとも3か月以内には諮問に至るように高校教育課教職員係〇〇、〇〇等に求めてきた（教育長にも電話をした）にも関わらず（他自治体においては1か月以内の諮問等が定められている場合が多い。愛媛県においてはなぜかこの期限について定められておらず、〇〇らはこれを悪用した。）、同職員は諮問のための弁明書作成を7か月も意図的に遅らせた。県民は90日以内に審査請求をしなければならないが、それに対して、7か月も意図的に第三者への諮問を遅らせるなど論外の暴挙である。中村知事の推進する「開かれた県政の推進」という職務命令やそれに基づく条例等に真っ向から反する愚行であり、県は同職員に対しての懲戒免職処分を即座に検討すべきである。

審査請求は「裁判」と進行等が似ているが、「裁判」においては各書面の提出期限が定められ、それに遅れば、「時機に遅れた提出」として通常受け付けられない。よって今回、審査請求人としては以下のように回答する。

- ①「弁明書」は時機に大幅に遅れており、よって「無効」「失当」であって、審査請求人提出の審査請求書に対する「擬制自白」（審査請求人の主張をすべて認める）が成立済みである。ちなみに無効な弁明書については「読む必要すらない」のであり、審査請求人はこれを「却下」と決定し、これに「目を通すこともなく」受領後ただちに破棄したことも付言しておく。
- ②「口頭による意見陳述」「証拠書類等の提出」の必要性も上記①により、その必要性を認めない。
- ③よって、この反論書をもって、即座に審査会へ諮問すること。
- ④なお、審査請求人は裁判所への「文書提出命令申立」をもって、即座に、強制的に、非開示となった文書の提出を求めることもできることを付言しておく。
- ⑤ほか2件の審査請求についても、同様の反論書を提出するのみであり、「無効な弁明書」は受領後ただちに「目を通さずに」破棄することも付言しておく。

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件審査請求の内容について

本件審査請求の対象となっている公文書は、「平成29年4月頃に高校教育課〇〇から〇〇学校〇〇宛に請求者の戸籍抄本の提出を求めて送った電子メール」である。

また、本件処分において、実施機関が非開示とした理由は、当該文書の存在を確認できないためであり、条例第23条第2項の規定に基づき、開示しない旨の決定をしたものである。

これに対し、審査請求人は、公務員が職務上作成した電子メールは一定の保管期限を定めてどんなものでも残しておかなければならない等の理由から、本件処分は違法、不当であるとして、本件処分の取消しを求めているところであり、以下、実施機関による本件処分の妥当性について検討する。

### 2 本件処分に係る具体的な判断

#### (1) 電子メールの位置付けについて

電子メールについては、実施機関が弁明書で述べているように、愛媛県公文書の管理に関する条例ガイドライン第2条第2項関係の4並びに庁内LANシステム電子メール利用基準（以下「電子メール利用基準」という。）4及び5において、所属のメールアドレスを使用し、県の組織として送信する場合は公文書の送付となるが、個人メールアドレスを使用して送付した場合については、当該文書の内容により個別具体的に判断すると定められているほか、職員間の事務連絡や対外的な軽易な調整等については、個人メールアドレスを使用しても差し支えないと規定されている。

これらの規定に請求のあった本件公文書を当てはめれば、当該戸籍抄本の提出を求めるメールは典型的な職員間の事務連絡であることは明らかであり、個人メールアドレスを使用したことに問題はない。

よって、これらの規定及び本件メールの性格を鑑みれば、公文書のように保管期限を定めて一定期間保管する必要は認められない。

## (2) 電子メールの管理について

電子メールの管理については、実施機関が弁明書で述べているように、電子メール利用基準9(1)において、利用者は、定期的に不要な電子メールを削除する等、管理に努めることとする旨が定められている。

本件電子メールにあっては、当該戸籍抄本が高校教育課に到達したことをもって、その役割が果たされたと解されることから、削除したとしても不都合はないと認められる。

よって、削除して存在しないことには合理性があると判断する。

## (3) 弁明書の作成について

審査請求人は、反論書において、時機に遅れた弁明書は無効、失当であって、審査請求人が提出した審査請求書に対する擬制自白が成立していると主張している。

弁明書に関して、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会運営要領において、審査会は、実施機関に対し、諮問をしようとするときには行政不服審査法に基づく弁明書及び反論書の写しの提出を求めること、また、愛媛県情報公開条例関係事務取扱要領と愛媛県個人情報保護事務取扱要領において、主務課は、弁明書の写し等を添え審査会に諮問することとなっているが、当該条例や愛媛県情報公開条例には弁明書の提出や諮問までの期間についての定めはない。

一方、行政不服審査法において、実施機関は、相当の期間内に弁明書を作成するものと定められており、相当の期間とは、弁明書を作成するのに必要と考えられる合理的期間と解釈される。

については、本件審査請求において、実施機関は、合理的期間に弁明書を作成したかどうかについて検証する。

まず、令和2年1月に新型コロナウイルスの感染者が本国において初めて確認されてから全国的に感染が拡大し、実施機関においては、同年2月以降、県立学校における感染拡大防止対策や休校措置等、新型コロナウイルス感染症への対応に組織を挙げて最優先で取り組む必要に迫られ、このような状況が8月下旬まで続いたということは疑う余地がない。

次に、審査請求人は、実施機関に対し、平成30年度と令和元年度の2箇年間で、公文書公開請求を66件、個人情報開示請求を76件行い、令和2年度も同様に請求を続

けており、実施機関はその都度、開示文書の精査等に多大な時間と労力を要してきたことが推察される。

さらに、審査請求人は、〇〇年〇〇月、愛媛県及び愛媛県教育委員会を相手方として、不払給与や慰謝料等の請求を趣旨とする労働審判手続申立て（〇〇年〇〇月取下げ）を行い、続いて〇〇年〇〇月に同様の趣旨で訴訟を提起し、現在も係争中である。このため、実施機関は、当該訴訟に関する開示請求等への対応には一層時間を要し、訴訟への対応にも当然ながら時間を割かれるとともに、本件審査請求は当該訴訟の進行にも関係することから、弁明内容も慎重に検討する必要があったと推断される。

以上のことから、社会通念上当該書面を作成することに要する期間を超過しているとは解されるものの、これらの事情を勘案すれば、実施機関は突発的件への対応とともに、弁明書作成に慎重に対応すべき状態であったことは明白であり、審査請求人が主張するような弁明書の作成を意図的に遅らせたとは認められず、違法、不当とは言えない。

### 3 まとめ

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」とおり判断するものである。

## 第6 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

### 審査会の審議の経過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年12月22日	諮問
令和3年2月5日	審査会（第1回審議）
令和3年5月18日	審査会（第2回審議）

### 答申に関与した委員（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
妹尾 克敏	松山大学法学部教授	会 長
豊島 徳子	元人権擁護委員	
松原 日出子	松山大学人文学部教授	
光信 一宏	愛媛大学法文学部教授	